

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則

## 規則

福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七十五号

福島県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(福島県税条例施行規則の一部改正)

第一条 福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一号の様式を次のように改める。

第11号の2様式 (第16条関係)

被相続人に係る県税の賦課徴収及び還付に関する書類の受領についての代表者の指定通知書			
(相続人) 様		年 月 日	
<p style="text-align: right;">福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> 地方税法第9条の2第2項の規定により、被相続人に係る県税の賦課徴収及び還付に関する書類の受領について、下記のとおり相続人の代表者を指定しました。 なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 また、処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分についての審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。			
指 定 者	被 相 続 人 と の 続 柄	住 所	
代 表 者	氏 名		
代 表 者 指 定 に 係 る 相 続 人	被 相 続 人 と の 続 柄	住 所	氏 名
被 相 続 人	最 後 の 住 所		
	氏 名		
	死 亡 年 月 日		
備 考			

第十四号様式その一及びその二並びに第十五号様式を次のように改める。

---

---

第14号様式 (第20条関係)  
その1 (執行機関用)

たばこ税 徴収通知書  
軽油引取税

年 月 日

(執行機関) 様

福島県 地方振興局長

貴執行機関で強制換価手続に付されている 製造たばこ 軽油 については、地方税法第13条の3第1項の規定により、その売却代金のうちから、

下記 たばこ税 徴収します。同条第2項の規定により通知します。

特別徴収義務者 (納税者)	住 (居) 所		名	質	所	在	数	量	率	税	額	摘	要	
	氏	名												
強制換価手続に付されたたばこ油											円			
執行機関名	差押年月日											年	月	日
事件名														
備考														

第 号 たばこ税 徴収通知書 軽油引取税

〔特別徴収義務者〕 納税者 様

福島県 地方振興局長 [印]

下記 製造たばこ油 が強制換価された場合には、地方税法第13条の3第1項の規定により、その売却代金のうちから、下記 製造たばこ油 を徴収しますので、同条第2項の規定により通知します。

なお、この処分に関するときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、処分の取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければなりません。なお、その期間内において(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しななければなりません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別徴収義務者又は納税者	住(居)所		名	称	性	質	所	在	数	量	税	率	税	額	摘	要
	住	所														
強制換価されている軽税額製造たばこ油														円		
執行機関名	差押年月日 年 月 日															
備考																

第 1 5 号様式 (第21条関係)

第 号 担保財産に係る県税徴収通知書

(債権者等) 様

年 月 日 福島県 地方振興局長 印

下記の処分理由により、下記の納税者の滞納県税に係る徴収金を地方税法 第14条の16第1項 第14条の17第3項 の規定により、あなたが下記の担保財産の強制換価手続において配当を受けるべき金額のうちから徴収しますので、同法 第14条の16第4項 第14条の17第3項 の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます。なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税者又は特別徴収義務者		住 所											
氏 名													
滞 納 金 額	整 理 番 号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 処 分 費	納 税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 処 分 費
						円	地方税法に よる金額	円	円	円	地方税法に よる金額	円	円
										とする金額のうち徴収しよう			
<p>償還に際し、保たれ、及び所在、数量、性質に依る担保財産の名称、数量、所在</p>													
処分理由													

第十七号様式から第十八号の三様式までを次のように改める。

---

---

第 1 7 号様式 (第23条関係)

第 号 譲 渡 担 保 財 産 に 係 る 納 税 告 知 書

年 月 日

(譲渡担保権者) 様

福島県 地方振興局長 印

下記の納税者の滞納県税に係る徴収金を地方税法第14条の18第1項の規定により下記のとおり譲渡担保財産から徴収することとしたので、同条第2項の規定により告知します。本日から10日を経過した日までに完納されないときは、同条第3項の規定により、あなたを第二次納税義務者とみなして、当該財産につき滞納処分をすることとなります。

なお、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます。また、この処分について不服があつても、この処分があつたことについて審査請求をすることができなくなります。)

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納税者又は特別徴収義務者 住 (居) 所

氏 名

滞納金額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金 <small>円</small>	加算金 <small>円</small>	滞処分 納費 <small>円</small>	左の金額のうち徴収しようとする				
										税額	延滞金 <small>円</small>	加算金 <small>円</small>	滞処分 納費 <small>円</small>	

譲渡担保財産の名称、数量、性質及び所在

処分理由

納付 (納入) の場所

備考



第 号

譲渡担保財産に係る納税告知済通知書

年 月 日

(納税者、特別徴収義務者) 様

福島県 地方振興局長 印

あなたの滞納県税に係る徴収金を地方税法第14条の18第1項の規定により、下記の譲渡担保財産から徴収することとしたことから、同条第2項の規定により、下記のとおり譲渡担保権者に対し納税の告知をしましたので、同項の規定により通知します。

譲渡担保権者	住 (居) 所														
	氏 名														
滞 納 金 額	整 理 号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金 地方税法 による金 額	加 算 金	滞 処 分 費	納 税 告 知 済 の 金 額	税 額	延 滞 金 地方税法 による金 額	加 算 金	滞 処 分 費	
譲渡担保財産の 名称、数量、性 質及び所在															
納税告知書発送年月日		年 月 日													
備 考															



第 号 徴 収 猶 予 期 間 延 長 通 知 書

年 月 日

(納税者、特別徴収義務者) 様

福島県 地方振興局長 

年 月 日付で徴収の猶予期間延長の申請があつたあなたの県税に係る徴収金については、下記のとおり  
 日まで徴収猶予の期間の延長を許可しましたので、地方税法第15条第4項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、その期間内でも、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その判決の日に翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過してもしも判決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

徴収猶予の延長をした徴収金 整理番号	年度	期別	税目	納期限	税額 円	延滞金 円 地方税法 による金 額	加算金 円	滞 処 分 費 円	計	摘														
										年月日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
要																								
分割納付の(納入)内訳																								

第 1 8 号の 3 様式 (第25条の 4 関係)

第 号 徴 収 猶 予 取 消 通 知 書

(納税者、特別徴収義務者) 様 年 月 日

福島県 地方振興局長 印

年 月 日付け第 号で徴収の猶予を許可しましたあなたの県税に係る徴収金のうち、下記の徴収金については、下記のとおり徴収の猶予を取り消したことから、地方税法第15条の 3 第 3 項の規定により通知しますので、直ちに納付 (納入) して下さい。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)。また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

整理番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金 地方税法による金額	加算金	滞処分費	計	取消理由
					円		円	円		地方税法第15条の 3 第 1 項第 号該当
徴収猶予を取り消した徴収金										

第十八号の五様式から第十八号の十一様式までを次のように改める。

---

---

## 第18号の5様式 (第26条関係)

第 号	換 価	猶 予 通 知 書	年 月 日														
(滞納者) 様			年 月 日	年 月 日													
年 月 日付けで換価の猶予の申請があつたあなたの滞納県税に係る徴収金については、一時に納付 (納入) することが困難であると認め、下記のとおり換価の猶予を許可しましたので、地方税法第15条の5第3項の規定により通知します。																	
なお、この処分には不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることが出来ます (なお、その期間内であつても、この処分についての日から起算して1年を経過すると審査請求をすることが出来ません。その場合においても、この期間内であることが必要です。)																	
また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することが出来ません。その場合において (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが出来ません)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。																	
(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。																	
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。																	
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。																	
差押財産の名称、数量、性質及び所在																	
年度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞 納 費	計	換価猶予期間		年	月	日	差 押 年 月 日			
猶予金額				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
分割納付 (納入) の内訳	年月日	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

福島県 地方振興局長 [印]

第 号 換 価 猶 予 期 間 延 長 通 知 書

(滞納者) 様

年 月 日

福島県 地方振興局長 [印]

年 月 日付け第 号で換価の猶予を許可しました県税に係る徴収金のうち、下記の徴収金については、  
 月 日まで換価の猶予期間の延長を許可しますので、地方税法第15条の5第3項の規定により通知します。  
 なお、この処分に関する不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができません（なお、その期間内ですること）。また、この処分は、その期間内であつても、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければなりません（なお、その期間内ですること）。また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければなりません（なお、その期間内ですること）。また、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内ですること）。また、その期間内ですること。また、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません（ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

整理 番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金 地方上 税に する 金額	加算金	滞 納 分 費	計	差 押 年 月 日			
										在		摘	要
										数量、性質及び所在	年月日		
					円		円	円	円	円	円		

分割納付の (納入)内訳	年月日	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円







第18号の8様式 (第28条関係)

滞住所氏名	電話番号	種類	性質	所在地	数量	価額	差押解除年月日	差押年月日									
									職業	職生	業年	日	月	日			
担保の状況		種	保	証	人	住(居)所 氏名	担保解除年月日	差押年月日									
差押財産の名称、数量、性質及び所在							職業	職生	業年	日	月	日					
猶予金額	整理番号	年度	期別	税日	納期限	税額	延滞金 地方税法による金額	加算金	滞処分	納費	計	換価猶予期間	猶予の事由	地方税法第15条の5第1項第 号該当	から	まで	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額				金額	金額	金額
分割納付(納入)の内訳	年月日	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	期延	間長	延月	長日	から	まで
		金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額					金額	金額
収入	年月日	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
摘要																	

第 1 8 号 の 9 様 式 ( 第 2 0 条 関 係 )  
滞 納 処 分 停 止 調 査 書

滞 納 者 氏 名	住 ( 居 ) 所	調 査 時 間		課 税 種 別	課 税 時 間			滞 納 分 額 円	滞 納 分 額 円	指 示 事 項
		調 査 年 月 日	調 査 日		課 税 年 月 日	課 税 日				
合 計										
停止の事由 法第15条の7第1項第1号該当		確認の表示								

第18号の10様式 (第29条関係)

<p>第 号 滞 納 処 分 停 止 通 知 書</p>										
<p>年 月 日</p>										
<p>(滞納者) 様</p>										
<p>福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>										
<p>あなたの下記の滞納県税に係る徴収金について、その滞納処分（差押及び公売）の執行を一時停止しましたので、地方税法第15条の7第2項の規定により通知します。</p>										
整理番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納 処分費		摘要
					円	地方税法 による金 額	円	円		
摘 要										

第18号の11様式 (第29条関係)

第	号	滞納処分停止取消通知書								
										年 月 日
(滞納者) 様										福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
<p>年 月 日付け第 号で滞納処分の執行を停止したあなたの下記の滞納県税に係る徴収金について、地方税法第15条の8第1項の規定によりその停止処分を取り消したことから、同条第2項の規定により通知しますので、直ちに納付（納入）してください。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>										
整理番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処 分 費		摘要
					円	地方税法 による金 額	円	円		
取消事由										

第十九号様式を次のように改める。

---

---

第 1 9 号様式 (第34条関係)

保 全 担 保 提 供 命 令 書

年 月 日

(納税者、特別徴収義務者) 様

福島県 地方振興局長 [印]

あなたは、下記のとおり県税に係る徴収金を滞納しており、今後あなたに課すべき下記の県税について、その徴収を確保することができな  
いと認められることから、地方税法第16条の3第1項の規定により、下記のとおり担保の提供を命じます。期限までに担保の提供がない場合  
は、財産について抵当権の設定をすることになります。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすること  
ができます (なお、その期間内であつても、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。その場合におい  
て、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として (訴  
訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であつても、その判決の日の  
翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに  
該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞納県税	整理番号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞納処分費	金 額	
										円	円
				税 目						税 額	
										金 額	
担保されるべき県税											円
提供すべき担保の種類											
担保提供の期限											年 月 日
※金額算出内訳											

摘 要

第十九号の二様式中「保全担保提供命令に係る提供期限までに担保の提供がないので」を「年 月 日付け第 年 月 日まで保全担保提供命令書により命令した担保の提供が、指定した期限（年 月 日）までにされていないことから」に改め、「規定により」の次に「、下記のとおりあなたの財産について」を「認定します」の次に「ので、通知します」を加える。  
第二十号様式を次のように改める。

第 2 0 号様式 (第35条関係)

第 号	保 全 差 押 金 額 通 知 書		
年 月 日			
(納税義務者) 様			
福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			
<p>地方税法第16条の4第1項の規定により、下記のとおり保全差押金額を決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>下記の金額に相当する担保として同法第16条第1項各号に掲げるもの又は金銭を提供されないときは、あなたの財産について滞納処分をすることになります。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			
年 度	期 別	税 目	金 額
			円
処分理由			



第二十一条第五号の二及び三中 「お返しします  
未納となっている県税等に充てました」や

「お返しします  
地方税法第十七条の二の規定により未納となつて  
いる県税等に充てた上でお返し  
した。地方税法第十七条の二の規定により未納となつて  
いる県税等に充てました

ます。 〆〆〆〆。

第二十一条の四第五号の二中「下記のとおり納めて下さい。」の次に次のように  
する。

なお、この督促状は、納期限までに完納されておらず、 年 月 日  
までに納付の確認ができないことから、地方税法第 条 項の規定により発付しま  
した。同日前後に納付された方は、行き違いになることがありますので、御了承くだ  
さい。

第二十一条の四第五号の二(終)中「、 年 月 日現在までに、金融  
機関等から領収済通知がなかった方に対して」や「、納期限までに完納されておらず、  
年 月 日までに、納付の確認ができないことから、地方税法第 条  
第 項の規定により」〆〆〆〆、第二十一条(終)中「、 年 月 日  
現在までに、金融機関等から領収済通知がなかった方に対して」や「、納期限までに  
完納されておらず、 年 月 日までに納付の確認ができないことから、  
地方税法第165条第1項の規定により」〆〆〆〆。  
第二十一条の五第五号の二の〆〆〆〆。

第22号の5様式（第41条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号 催 告 書</p>										
<p>年 月 日</p>										
<p>第二次納税義務者 様 保 証 人</p>										
<p>福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>										
<p>年 月 日付け第 号で納付（納入）の通知をした下記納税者（特別徴収義務者）の第二次納税義務者（保証人）として、あなたが納付（納入）すべき県税に係る徴収金のうち、下記金額が未納となっておりますので至急納付（納入）してください。</p> <p>この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して30日を経過した日後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して30日を経過した日後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して30日を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>										
納 税 者 (特別徴収義務者)			住 (居) 所 氏 名							
滞 納 金 額	整理番号	年度	期別	税 目	納期限	督促状発付後10日経過日	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処 分 費
	円	円	円	円			円	円	円	円
上記納税者（特別納税義務者）の滞納金額のうち、あなたが第二次納税義務者（保証人）として納付（納入）すべき未納の額					_____円に延滞金額及び滞納処分費を加えた額。ただし、限度額_____円					
納付（納入）通知書を発した年月日					年 月 日					
備 考										

第二十三号様式中「応じることができません」の次に「ので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法<sup>第50条第2項</sup>第51条第3項の規定により通知します」を加える。

第二十四号様式から第二十五号の三様式までを次のように改める。

第24号様式 (第42条関係)

第 号

保 險 等 に 係 る 財 産 差 押 通 知 書

年 月 日

(保険者、共済事業者) 様

福島県 地方振興局  
福島県 徴税吏員

㊟

下記のとおり財産を差し押さえました。この差押えの効力は、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第53条第1項の規定により保険金(共済金)の支払を受ける権利に及びます。

なお、この処分には不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができ、この期間内であるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内には、福島県を被告として(訴) また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。その場合において(訴) 訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。(提起しなればなりません) 。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞 納 者	住(居)所		滞 納 年 度	滞 納 期 別	滞 納 税 目	滞 納 期 限	督促状送付後 10日経過日	滞 納 税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費
	氏 名										
滞 納 金 額								円	地方税法に よる金額	円	円
差押数量及び 押財産、性所											
差押年月日	年 月 日										

第25号様式 (第42条関係)

その1 (動産・有価証券用)

差 押 調 書											
											年 月 日
福島県 地方振興局											
福島県 徴税吏員											㊟
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はその判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞納金額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処 分 費	
					. .		円	地方税法に よる金額	円	円	
					. .						
					. .						
					. .						
					. .						
処 分 理 由											
差押財産の名称、数量、性質及び所在											
滞納処分のため搜索した場所又は物						搜索 日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
上記の差押 (搜索) に立ち会い差押調書謄本を受領しました。											
立会人 (滞納者との関係 )											年 月 日 ㊟
差押調書謄本を受領しました。なお、上記差押財産は通知のあるまで無償で保管します。											
福島県 徴税吏員											年 月 日 ㊟
上記差押財産の保管を命じます。											
上記差押財産について 許可してください。						上記差押財産の使用を許可			します。		
年 月 日 申請者 ㊟						年 月 日 福島県 徴税吏員 ㊟			しません。		

その2 (不動産等・特許権等国税徴収法第72条適用財産用)

第 号 差 押 調 書											
										年 月 日	
										福島県 地方振興局	
										福島県 徴税吏員	㊟
<p>下記の滞納県税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞納金額	整番	理号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延 滞 金	加算金	滞 納 費
						・ ・		円	地方税法による金額	円	円
						・ ・					
						・ ・					
						・ ・					
						・ ・					
処分理由											
差押財産の名称、数量、性質及び所在											
摘 要											

その3 (債権用)

差 押 調 書											
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。										年 月 日	
福島県						地方振興局					
福島県 徴税吏員 ㊟											
<p>下記の滞納県税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの債権を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞 納 金 額	整 番	理 号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費
						・ ・		円	地方税法に よる金額	円	円
						・ ・					
						・ ・					
						・ ・					
						・ ・					
処 分 理 由											
差 表 押 債 権 の 示	債 務 者	住 (居) 所									
	債 種 の 類	氏 名			債 権 額	円					
履 行 期 限			年 月 日								
滞納処分のため捜索した場所又は物						捜査日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
<p>上記の差押 (捜索) に立ち会い差押調書謄本を受領しました。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">立会人 (滞納者との関係 ) ㊟</p>											
<p>差押調書謄本を受領しました。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>											



その4 (電話加入権等国税徴収法第73条適用財産用)

差 押 調 書											
様											
年 月 日											
福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 ㊟											
<p>下記の滞納県税が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞納金額	整 理 号	年度	期 別	税 目	納 期 限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延滞金 〔地方税 法によ る金額〕	加 算 金	滞 納 処 分 費	
					・ ・		円	円	円	円	
						・ ・					
処分理由											
差の表示財産											
<p>上記の差押 (検索) に立ち会い差押調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">立会人 (滞納者との関係 ) ㊟</p>											
<p>差押調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>											



## 第25号の2様式 (第42条関係)

捜 索 調 書										
年 月 日										
福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 ㊟										
下記の滞納県税に係る徴収金につき滞納処分のため、下記のとおり検索しましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作成します。										
滞納者	住 (居) 所									
	氏 名									
滞 納 金 額	整 理 号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 費	滞 納 費
					・ ・	円	地方税法に よる金額	円	円	円
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
所又は 物場										
日 時	年 月 日		時 分から		時 分まで					
摘 要										
上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 (滞納者との関係 ) ㊟										
検索調書謄本を受領しました。 年 月 日 ㊟										

第25号の3様式 (第42条関係)

監 守 保 存 処 分 調 書											
										年 月 日	
福島県 地方振興局											
福島県 徴税吏員										㊟	
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第70条第3項の規定により、下記のとおり財産の監守保存処分をします。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞納金額	整 理 号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞 処 分 納 費	納 費	
						円	地方税法に よる金額	円	円	円	
						・ ・					
						・ ・					
						・ ・					
						・ ・					
						・ ・					
監守財産の 保存処分 表示	上記の監守保存処分に立ち会い、監守保存処分調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人 (滞納者との関係 ) ㊟										
	監守保存処分調書謄本を受領しました。なお、上記監守保存処分財産は、通知のある まで無償で保管します。 年 月 日 ㊟										
	上記監守保存処分財産の保管を命じます。 年 月 日 福島県 徴税吏員 ㊟										
摘 要											

第二十六号様式を次のように改める。

---

---

## 第26号様式 (第42条関係)

## 第 号 担保権設定財産差押通知書

年 月 日

(質権者等) 様

福島県 地方振興局長 

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおり財産を差し押さえたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第55条の規定により通知します。

滞納者	住 (居) 所		税 目	納 期 限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延 滞 金 地方税法によ る金額	加 算 金	滞 納 処 分 費
	氏 名								
整理番号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延 滞 金 地方税法によ る金額	加 算 金	滞 納 処 分 費
滞納金額									
差押年 月 日	年 月 日								

差押年 月 日

差押年 月 日

年 月 日

第二十八号様式及び第二十九号様式を次のように改める。

---

---

第 2 8 号様式 (第42条関係)

第 号 動 産 等 引 渡 命 令 書

年 月 日

(占有者) 様

福島県 地方振興局長 

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第58条第2項の規定により、あなたが占有している滞納者所有の下記財産を徴税吏員に引き渡してください。

なお、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。(なお、その期間内であつても、この処分について訴えは、この処分に対する審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しを提起することができません。))。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しを提起することができません。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞 納 者	住 ( 居 ) 所		年 度 期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費
	氏 名								
整理番号						円	円	円	円
滞 納 金 額									
引財産の所在、実在、数量及び引財産の名称									
引渡期限	年	月	日	引 渡 場 所					
処 分 理 由									

第 号 動 産 等 引 渡 命 令 済 通 知 書

年 月 日

(滞納者) 様

福島県 地方振興局長 

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、あなたの財産を占有している下記の者に対して、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第58条第2項の規定により、当該財産の引渡命令を発しましたので通知します。

滞納金額	整理番号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延滞金 円	加 算 金 円	滞納処分費 円	引 渡 場 所	引 渡 期 限	処 分 理 由	占 有 者		
													住 ( 居 ) 所	氏 名	
							円								

第三十一号様式から第三十六号様式までを次のように改める。



## 第31号様式 (第42条関係)

債 権 差 押 通 知 書												
様											年 月 日	
福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員											④	
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおり債権を差し押さえます。差押債権は下記の履行期限までに本職宛お支払いください。この通知を受けたのち、差押債権につき債権者に対する債務の履行を禁じます。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>												
滞納者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	整理番号	年度	期別	税 目	納期限	督促状 10日経過	発付後 日	税 額	延滞金	加算金	滞納 処分費	
					・ ・			円	地方税法に よる金額	円	円	
					・ ・							
					・ ・							
					・ ・							
					・ ・							
					・ ・							
差 押 債 権 の 表 示	債務者	住（居）所										
		氏 名										
	債権の種類								債権額			
										円		
履 行 期 限		年 月 日										
摘 要												
債権差押通知書を受領しました。 <div style="text-align: right;">             年 月 日 時 分              職 名 氏 名           </div>												

## 第32号様式 (第42条関係)

## 第 号 抵 当 権 等 付 債 権 差 押 通 知 書

年 月 日

( 抵 当 権 者 等 ) 様

福 島 県 地 方 振 興 局 長 印

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおり債権を差し押さえたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第64条の規定により通知します。この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、なお、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。(なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対します。(提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、福島県を被告として(訴訟に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)(ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞 納 者	住 ( 居 ) 所		滞 納 番 号	年 度	年 度	税 目	納 期 限	督 査 期 間 後 10日経過日	税 額	延 滞 金 円 <small>地方税法に よる金額</small>	加 算 金 円	滞 納 処 分 費 円
	氏 名											
金 額												
差 押 債 権	種 類		金 額									
			円									
備 考	差 押 年 月 日 年 月 日											

第 3 3 号様式 (第42条関係)

債 権 証 書 取 上 調 書

年 月 日  
 福島県 地方振興局  
 福島県 徴税吏員 ㊟

県税に係る徴収金の滞納処分に係る債権差押えのために必要があるので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第65条の規定により下記の証書を取り上げました。

滞 納 者	住 ( 居 ) 所	
	氏 名	

取書 の 上 げ た 証 等	
----------------------------------	--

債権証書取上調書謄本を受領しました。  
 年 月 日 ㊟  
 立会人 ( )

債権証書取上調書謄本を受領しました。  
 取上処分を受けた者 ( ) 年 月 日 ㊟

第34号様式 (第42条関係)

差 押 書 差 押 財 産 占 有 調 書											
											年 月 日
( 滞納者 住所 (所在地) ) 氏名 (代表者名)			様		福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 ㊟						
<p>下記の滞納県税に係る徴収金が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえました。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞 納 金 額	整 番	理 号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	督促状發付後 10日経過日	税 額	延滞金額	加算金	滞 納 處 分 費
								円	地方税法に よる金額	円	円
処 分 理 由											
差 押 財 産 の 表 示	差押年月日		年 月 日								
上記差押財産の占有調書謄本を受領しました。											
年 月 日											
立会人 (滞納者との関係) ㊟											

<p>上記差押財産の保管を命じます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(保管者氏名) 様</p> <p style="text-align: right;">福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 ㊟</p>	
<p>上記差押財産は通知があるまで無償で保管します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(保管者氏名) ㊟</p>	
<p>上記差押財産について</p> <p>のため使用を許可してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(申立人氏名) ㊟</p>	<p>上記差押財産の使用を許可 します。 しません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 ㊟</p>

- 備考 1 この書は、自動車又は建設機械の差押え及び当該財産の占有について使用すること。
- 2 この書中「下記のとおり」の次の空白部分には、次の場合に応じ、それぞれ次の文言を記入すること。
- (1) 差押のみ行う場合 差し押えます。
  - (2) 差し押え、かつ、差押財産を占有する場合 財産を差し押えるときともに、当該財産を占有します。
  - (3) さきに差し押えた財産を占有する場合 財産を差し押えましたが、この度当該財産を本職において占有します。
- 3 この書を使用する場合には、1に規定するそれぞれの場合に応じ、不要な文言又は欄を斜線等で消すこと。

第 3 5 号様式 (第42条関係)

第 号	差 押 書	年 月 日								
様	福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 ㊟									
<p>下記の滞納県税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえます。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2に規定する不動産等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2に規定する不動産等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2に規定する不動産等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>										
滞納者	住（居）所									
	氏 名									
滞 納 金 額	整理番号	年 度	期 別	税 目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処分費
					・ ・		円	地方税法に よる金額	円	円
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					
処 分 理 由										
差 押 財 産 の 名 称、 数 量、 性 質 及 び 所 在										
摘 要										





第 3 6 号様式 (第42条関係)

第 号	持 分 払 戻 請 求 書	年 月 日
-----	---------------	-------

(組合等) 様

福島県 地方振興局長 印

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第74条第1項の規定により、下記のとおり滞納者の持分の一部について、下記の処分理由により、その払戻(譲受)を請求します。

なお、この処分について、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、また、その期間内であっても、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において、福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができません。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞 納 者 (組合員等)	住 ( 居 ) 所		年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金 地方税法に よる金額	加 算 金	滞 納 処 分 費
	氏 名									
整理番号							円		円	円
滞 納 金 額										
処 分 理 由										
払戻(譲受)をする持分の種類及び口数										
持分払戻(譲受)請求予告書を発した年月日						年 月 日				



第三十八号の二様式を次のように改める。

---

---

第38号の2様式（第42条関係）

その1（滞納者用）

交 付 要 求 済 通 知 書									
(滞納者) 様  福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span> あなたの財産について、下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求をしましたので、同条第2項の規定により通知します。 なお、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。） また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							振第 号		
							年 月 日		
滞納者	住（居）所								
	氏 名								
滞 納 金 額	整理番号	年度	期 別	税 目	納期限	税 額 (円)	延 滞 金 (円)	加 算 金 (円)	
							地方税法に よる金額		
強制換価手続の開始されている財産の名称、数量、性質及び所在									
執行機関名		事件名		交付要求年月日					
備考									

その2 (質権者用)

交 付 要 求 済 通 知 書										
(質権者等) 様							振第 号 年 月 日			
							福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>			
<p>下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第82条第1項の規定により、下記の財産について、交付要求をしましたので、同条第3項の規定により通知します。</p>										
滞 納 者	住 (居) 所									
	氏 名									
滞 納 金 額	整理番号	年度	期 別	税 目	納期限	税 額 (円)	延 滞 金 (円)	加 算 金 (円)		
							地方税法に よる金額			
強制換価手続の 開始されている 財産の名称、数量、 性質及び所在										
執 行 機 関 名			事 件 名		交 付 要 求 年 月 日					
備 考										

第三十八号の四様式中「応じることができません」の次に「ので、地方税法の規定  
に於てその例によるものとされる国税徴収法第85条第2項の規定により通知します」  
を加える。

第三十八号の五様式から第三十九号の二様式までを次のように改める。

## 第38号の5様式（第42条関係）

参 加 差 押 調 書											
											振第 号
											年 月 日
											福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
<p>下記の滞納県税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税に係る徴収金を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押をしましたので、同条第2項の規定により通知します。</p>											
滞 納 者	住（居）所										
	氏 名										
滞 納 金 額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税額 (円)	延滞金 (円)	加算金 (円)	滞納処分 費 (円)	
								地方税法に よる金額			
処 分 理 由											
参加差押財産 の名称、数量、 性質及び所在											
差押執行機関 名							差押年月日				
備 考											

第 3 9 号様式 (第42条関係)

第 号 参 加 差 押 書

年 月 日

(滞納処分をした執行機関) 様

福島県 地方振興局長 [印]

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記の財産について、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第86条第1項の規定により、参加差押をします。

滞納者氏名	住所		別	税目	納期限	督促状発付後10日経過日	税額 円	延滞金 地方税法による金額	加算金 円	滞納処分費 円	滞納金額
	年	度									
参加差押財産の名称、数量、性質及び所在											
摘要											

第39号の2様式 (第42条関係)  
その1 (滞納者用)

第 号 参 加 差 押 通 知 書

年 月 日

(滞納者) 様

福島県 地方振興局長 印

下記の滞納県税が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納県税に係る徴収金を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押をしましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)。また、処分の取消しの訴えは、この処分の日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞 納 者 住 (居) 所 氏 名

滞納金額	整理番号	年度	期 別	税 日	納期限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延滞金 地方税法に よる金額	加 算 金	滞 納 処 分 費
							円		円	円

処 分 理 由  
参加差押財産  
性質及び所在

執行機関名  
差押年月日  
備 考

## その2 (質権者用)

## 第 号 参 加 差 押 通 知 書

年 月 日

(質権者等) 様

福島県 地方振興局長 印

下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記の財産について、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押をいたしましたので、同条第4項の規定により通知します。

滞 納 者 氏 名	住 ( 居 ) 所		整理番号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	督促状発付後10日 日 経 過		税 額 円	延 滞 金 地方税法に よる金額	加 算 金 円	滞 納 処 分 費 円		
滞納金額															
参加差押財産 の名称、数量、 性質及び所在															
執行機関名															
差押年月日															
備 考															



「地方税法の規定により  
第百四十九条第一項中「下記により差押財産の公売をします」や  
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価格を決定したことから、同法第99条の規定により公告しましたことから、同法第95条の規定により公告します。」と定める。

第百四十九条第三項中の「下記により差押財産を公売します」や「地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条の規定により通知します」と定める。

第百四十九条第三項のよびと定める。



第四十一号の二様式中「下記のとおり換価財産の最高価申込者を決定しました」と「地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第104条の2の規定により、年 月 日付け公表公告第 号の公表に係る公表財産の最高価申込者を下記のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告しませす。」に改める。

第四十一号の三様式及び第四十二号様式中「換価財産の」を「年 月 日に実施した公表公告第 号の公表に係る」に改める。  
(福島県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第二条** 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十五年福島県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八十号様式に次のように加える改正規定中「不足金額」を「不足税額」に、「申告納入期限」を「申告納付期限」に、「納入の日」を「納付の日」に、「不足額」を「不足税額」に改める。

#### 附 則

1 この条例中第一条の規定は平成二十六年一月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

2 第一条の規定の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)